

平成 28 年度生物多様性保全推進支援事業（2 次募集）公募要領

1. 事業の目的

地域における生物多様性の保全再生に資する活動等に必要な経費の一部を国が交付することにより、地域における先行的・効率的な活動を支援し、国土全体の生物多様性の保全再生を着実に進めることにより自然共生社会づくりを推進する。

2. 事業の概要

自然共生社会づくりを着実に進めていくため、下記支援メニューのいずれかに合致する活動等であって、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等に必要な経費の一部を国が交付する。

なお、交付金を充てることのできる割合は当該事業費の 2 分の 1 以下とし、交付対象経費は別表のとおりとする。

3. 事業の要件

次の（1）～（3）に掲げる各支援メニューの要件のうち、いずれかの項目に該当すること。

(1) 国内希少野生動植物等対策	<p>種の保存法に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策であって、</p> <ul style="list-style-type: none">・国内希少野生動植物種及び我が国に生息する国際希少野生動植物種の保護・絶滅危惧種の集中的に分布する地域における取組・都道府県をまたがる広域的な取組・急激に減少している又は著しく数の少ない絶滅危惧種に対する取組 など <p>国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業</p>
(2) 特定外来生物防除対策	外来生物法に基づく対策であって、特定外来生物又は特定外来生物への指定を検討している外来生物の防除など、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業
(3) 重要生物多様性保護地域保全再生	<ul style="list-style-type: none">・自然公園法に基づく国立公園及び国定公園・自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域・鳥獣保護管理法に基づく国指定鳥獣保護区・ラムサール条約に基づくラムサール条約湿地・世界遺産条約に基づく世界自然遺産・ユネスコの人間と生物圏（MAB）計画に基づく生物圏保存地域（BR、ユネスコエコパーク） <p>における事業等であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業</p>

ただし、次に該当する場合は、交付金の対象とならない。

- ① 地方公共団体以外の機関、団体等からの委託、補助、助成等を受けることとなる事業（他の助成金等と本事業による交付金の充当範囲が明確に分離できる場合を除く）
- ② 地域における生物多様性の保全再生とのつながりが認められない事業
- ③ 収益を目的とした事業
- ④ 宗教的または政治的宣伝意図を有する事業

4. 公募対象者

公募の対象は、地方公共団体（都道府県、市町村及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 281 条に規定する特別区をいう。）又はその他の団体であって、それに代わる者として自然環境局長が承認した者（以下「地方公共団体等」という。）の参加を得た地域生物多様性協議会（以下「協議会」という。）とする。

なお、上記団体の承認は、当該団体等の定款又は規約、財務状況、活動状況等に基づき審査を行った上で行うものとする。

また、交付申請までに協議会の設置が見込まれる地方公共団体等についても公募の対象とする。

5. 協議会の要件

協議会は、原則として、2 以上の主体から構成されるものとし、会員に活動等を実施する地域の地方公共団体等が含まれていること。ただし、国の機関は協議会の会員に含まれないものとする。

なお、協議会としての意思決定の方法、会計処理の方法等について、以下に掲げる協議会の運営に係る規約等が定められていること。

- ① 協議会規約
- ② 会計処理規程

6. 事業期間

原則 1 箇所あたり 2 年程度とする。ただし、2 年目が終了する時点において、協議会の活動体制構築等のため、継続の必要が高いと認められる場合は、1 年を単位として事業期間を延伸することができる。

7. 採択の方法

書類選考により対象を絞った後、「生物多様性保全推進支援事業審査委員会」による審査により採択事業を決定する。採択決定は審査に当たっては、必要に応じてヒアリングの実施や追加資料の作成・提出等を求める場合がある。採択事業の決定は協議会及び事業計画の承認後とする。また、協議会に含まれる地方公共団体が、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略、又は生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動計画を策定しており、これらの計画に基づく事業については、優先的に採択する。

なお、審査結果については、ホームページ等を通じて公表する。

8. 応募書類及び提出方法

(1) 応募の方法

別添の応募申請書に必要事項を記入・押印の上、郵送または持参により、応募者の事業対象地域を所管する各地方環境事務所（別添「提出先一覧」参照）に 2 部提出するとともに、別途電子メール（shizen-suishin@env.go.jp あて）にて電子ファイルを送付すること。（電子ファイルは押印不要）

○提出先：環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室

○担当：小山内

○電子メール：shizen-suishin@env.go.jp

電子メールの表題は、「生物多様性保全推進支援事業応募書類（応募者名）」等とし、応募書類の提出であることが分かるようにすること。

(2) 応募書類の受付期間

平成 28 年 4 月 5 日（火）から 5 月 20 日（金）まで

受付期間以降に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募書類として受け付けない。

9. その他の留意事項

- (1) 採択後、交付決定等の手続きが必要となる。交付決定等に当たっては実施要綱、交付要綱等に基づき更に詳細な審査を行うことになる。なお、事業期間にかかわらず、交付決定は毎年度行う必要がある。
- (2) 交付金の支払いは原則として実績報告書の提出後とする。

10. 問い合わせ先

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室 小山内

TEL : 03-5521-9108 (内線 6663)

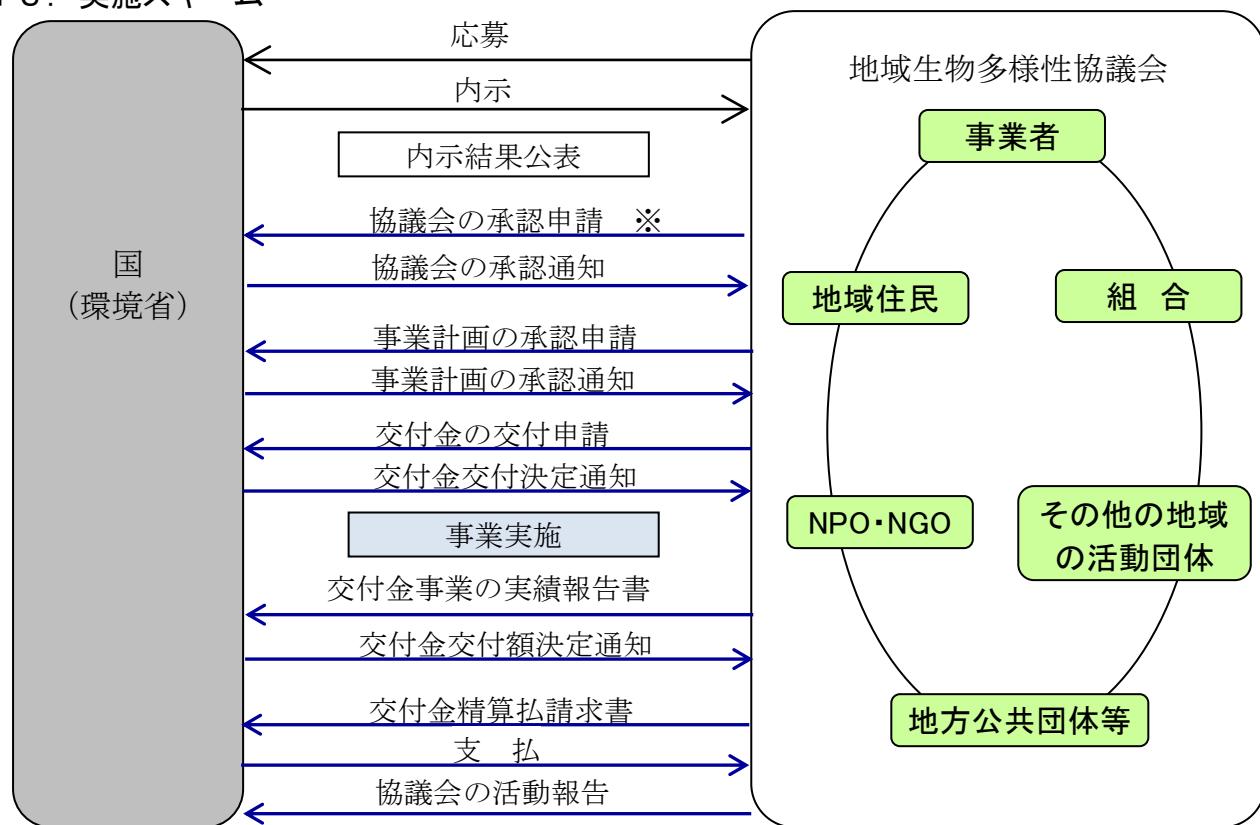
FAX : 03-3591-3228

E-mail : shizen-suishin@env.go.jp

12. スケジュール

- 4月5日 : 公募開始
- 5月20日 : 締め切り
- 6月中 : 審査
- 6月中 : 採択事業の内示・公表

13. 実施スキーム



※新たな協議会を設置する場合に必要。協議会の承認申請は、支援事業の公募期間にかかわらず隨時受け付ける。

(別表) 交付対象経費の区分と内容

経費区分	内容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金にかかる経費をいい、目的、内容、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
2 旅費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、交通費、日当および宿泊に要する経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
3 備品費	概ね単価5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
4 消耗品費	概ね単価が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
5 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
6 通信運搬費	郵便料、電話料、配達業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
7 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用貸借、光熱水費、借入金の金利支払い等に要する経費をいい、目的、賃借期間、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
8 会議費	会議、作業等の際の茶菓等に要する経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
9 賃金	日々雇用者に対する賃金支払いに要する費用をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
10 雑役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務の対価として支払う経費をいい、目的、役務等の内容、金額及び金額の精算の内訳のわかる資料を添付すること。
11 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
12 無償労務費	事業計画に位置づけられた活動であって、満16歳以上の者の行う活動にかかる無償労務の延べ時間人数に、最低賃金法に基づき定められる地域別最低賃金を乗じて得られた金額をいい、活動の内容、人数、単価（当該地域の地域別最低賃金）、活動日数及び金額がわかる資料を添付すること。 ただし、全体事業費の3割を超えないものとする。
13 その他	その他事業に必要な経費で、自然環境局長が承認した経費。

提出先一覧

■北海道

◇北海道地方環境事務所

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階
◇釧路自然環境事務所（うち道東地方（網走・釧路・根室支庁の区域等））
〒085-8639 釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎4F

■東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

◇東北地方環境事務所

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F

（管轄区域の特例）*

○新潟県に係る磐梯朝日国立公園の区域

○新潟県に係る国指定大鳥朝日鳥獣保護区の区域

■関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県）

◇関東地方環境事務所

〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F
（管轄区域の特例）*

○福島県に係る日光国立公園及び尾瀬国立公園の区域

○長野県に係る秩父多摩甲斐国立公園及び南アルプス国立公園の区域

■中部地方

◇中部地方環境事務所（石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県）

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2

◇長野自然環境事務所（富山県、長野県）

〒380-0846 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎

（管轄区域の特例）*

○群馬県に係る上信越高原国立公園の区域

○新潟県に係る上信越高原国立公園及び中部山岳国立公園の区域

○群馬県に係る国指定浅間鳥獣保護区の区域

■近畿地方（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

◇近畿地方環境事務所

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズマート(OMM)ビル8F
（管轄区域の特例）*

○三重県に係る吉野熊野国立公園に係る区域

○鳥取県に係る山陰海岸国立公園の区域

○三重県に係る国指定大台山系鳥獣保護区の区域

■中国四国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

◇中国四国地方環境事務所

〒700-0907 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11F

■九州地方

◇九州地方環境事務所（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県(奄美群島を除く)）

〒860-0047 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 4F

◇那覇自然環境事務所（鹿児島県（うち奄美群島）、沖縄県）

〒900-0022 那覇市樋川 1 丁目 15 番 15 号 那覇第一地方合同庁舎 1F

※ 国立公園及び国指定鳥獣保護区にかかる事業のうち、「管轄区域の特例」に該当する場合は、当該区域を管轄する事務所にご提出ください。